

# 再エネ設備等の導入により、 災害時においても防災拠点・避難施設としての機能を発揮する

## 【対策】66 災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネシステムに関する対策

対策概要：避難施設等として位置づけられた公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

府省庁名：環境省

### 【事例】小城市庁舎への再エネ設備等の導入事業

- 実施主体：佐賀県小城市
- 実施場所：佐賀県小城市三日月町
- 事業概要：近年、台風等の災害が頻発化・激甚化しており、災害に伴う停電も各地で頻発している。そこで、地方公共団体の防災計画において、災害時の防災拠点として位置づけられている小城市庁舎、避難所として位置づけられている三日月保健福祉センターにおいて、太陽光発電設備や蓄電池を導入し、それぞれの建物まで、系統に接続せずに電線を敷設した。
- 事業費：8.6億円（うち5か年加速化対策（加速化・深化分）6.0億円）
- 効果：台風、地震や大雨などの災害が発生し、停電により系統からの電気が遮断された際にも、今回導入した太陽光発電設備や蓄電池から小城市庁舎・三日月保健福祉センターへ電気を供給し、空調や照明設備を継続して使用することが可能となり、市庁舎は防災拠点として、保健福祉センターは避難施設として72時間機能を継続する。
- その他：市が出席する佐賀県防災会議等において、本事業の取組を紹介するリーフレット等を作成し、周辺自治体への普及を図っていく。

対策前



対策後

